

上里町議会基本条例の検証

章	条	条文見出し	条文の趣旨	実施状況	今後の課題
第2章 議会及び議員 の活動原則と 政治倫理	2条	議会の活動原則	議会は、全ての会議を原則公開し、①町政の重要事項に意思決定を行う。②町政を監視・けん制・評価する。③政策立案に努める。④議会改革を推進する。⑤合議制機関としての役割を果たす。	決算特別委員会を設置し審議している。予算審査の間に議員間討議を設ける等、合議制機関としての役割を果たす努力は一歩進んだが、まだ弱い。	町の重要なテーマを各委員会や全員協議会で討議する必要がある。政策を決めて、しっかり議論したい。予算も審議する時間の確保を。監視・けん制・評価についてはさらに今以上に必要である。（議会運営委員会が主導をとって推進する）疑問が生じたときは、執行者や担当者から説明を聞く。
	3条	委員会及び委員長の活動原則	各委員会は、①資料を公開する。②政策立案・提案を行う。③参考人・公聴会制度の活用を行う。委員長は、④委員会の秩序保持に努める。⑤討議による合意形成に努める。	調査活動や政策提言、政策立案は低調。各委員会とも視察研修は開催できた。議会運営委員会は、視察後に個々の視察報告を基に議論し、予算議会の間に議員間討論日をもうけることを全員協議会に提案し実施出来た。	年度当初の計画が必要。委員会ごとに課題を決めた視察・研修に取り組み、学んだことを政策立案・提言につなげていく。町が当面する課題については先進地まで出向き研修をすることも必要。
	4条	議長及び議員の活動原則	議長は、①公正で民主的かつ公平に。議員は、②相互の討論を重視する。③民意の把握と自己の研鑽を行う。④町民全体のために活動する。⑤研修会等へ積極的に参加する。	議長は公平な運営を行っていたとする意見が多かった。一方、手腕が発揮できていないとの意見もあった。議員間の討論の機会や相互討論の重視まで活発な議論がされていない。	民意の把握と自己の研鑽が大事。町民全体のために活動するための議員間討議を行う。議長は、全議員の発言を引き出す運営を心掛け、議員は積極的に発言し討論に参加することが必要。更なる協議が必要であり、自己の能力を高める不断の研鑽が必要。
	5条	議員の政治倫理	議員は、倫理性を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。	政治倫理条例については、昨年度の検証課題でもあった。議員討論も行い、3月議会の一部改正を行った。 【上里町政治倫理条例第4条5項『議員は、法令で定める場合及び議会であらかじめ（削除）定める場合を除き、町から活動又は運営に対する補助や助成を受けている団体等の役員（代表）に就任してはならない』の二カ所】	政治倫理条例に則し実施していく必要がある。個々により受け止め方が違うので、時間をかけて意思統一させていく必要がある。勉強会も必要。
3章 町民と議会との関係	6条	町民参加及び町民との連携	議会は、情報の公開を徹底し、説明責任を果たす。2 町民参加を確保する。3 町民の意向を反映する。4 請願・陳情の提案者の意見を聴く。5 議会報告会や意見交換会を毎年開催する。	議会報告会・意見交換会は、各公民館単位で実施したが参加者は少なかった。意見交換会で出た意見をまとめ執行部にも提示している。会議日程等は、日程は決まった時点でホームページに掲載できている。議会傍聴者も限られている。	参加者が偏らないよう幅広く応募者を募る。幅広い世代の意見が聞けるような工夫が必要。テーマを持った開催を含め参加者が活発に意見を出せるような工夫をする。各常任委員長は、全員協議会の場で委員会報告をする。委員会の開催日程も町民に知らせる方法を検討する必要がある。
	7条	議会広報の充実	議会は、論点や争点を町民に周知する。2 各議員の態度を議会広報で公表する。	「議会だより」の充実では、表紙撮影も議員が行うなど努力してきた。論点や争点、賛否の意見を周知する部分は少なかった。	論点や争点を町民に周知する点については、広報公聴常任委員会の企画会議で議論していく。町政の重要な案件、実施状況も掲載していく必要がある。
	8条	議会傍聴の充実	町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行う。	傍聴者は、一般質問以外はほぼなく限定されていた。	傍聴のデジタル化、一般質問以外の議案等の審議でもプロジェクターで資料を出すなど、資料の提供方法を検討する必要がある。傍聴者を増やすための検討と努力が必要。YouTubeについては再考する必要がある。
	9条	議会の自己評価	議会は活動内容を公表し、議会活動の活性化を図る。2 基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに作成し公表する。	議会の活動評価検証は、全議員に個々の評価の提出を求めているが、少数の議員が提出していない。提出された検証は議会運営委員会が取りまとめ、全議員の意見を取り入れ公表している。	ほとんどの議員が評価作業に参加し、スムーズに行われているが、全議員が提出する（議員の仕事）必要がある。議会運営委員会が検証を基に課題の検討を行い発展させていく。

章	条	条文見出し	条文の趣旨	実施状況	今後の課題
第4章 議会と町長等との関係	10条	議会と町長等の関係	議員・町長等は、緊張関係を保持する。①質疑応答は一問一答方式とする。②一般質問は政策論争を展開する。③町の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。④議会は公文書・情報提供を求め、町長は政策説明資料を作成する。⑤反問権を認める。	質疑応答は一問一答で実施して来た。政策論争はあまり行われなかった。執行部の情報提供が遅い。議会が情報提供を求める必要があった。	政策論争とは何かの議論の必要性、情報開示を早く求める。各種計画の途中説明を求める。公文書等の情報や説明を求めるなど、どの時期に、何に対して情報提供を求めていくかなどの課題がある。
	11条	政策形成過程等	議会は政策形成過程の論点として、①背景及び経緯、②類似する政策等との比較検討、③町民参加の有無、④計画の根拠・位置付け、⑤法令及び条例等、⑥経費と財源、⑦効果及び政策等の維持管理について審議する。	政策形成過程の論点の内容②③⑦について、もう少し確認する必要がある。論点についての議論は不十分である。	議案が提案され、審議が開始される前に議員間相互議論の場を設ける必要がある。執行者側の情報、説明不足がある場合は十分な説明を求める。議会で審議を行っていく
	12条	評価の実施	決算審査において執行した政策等の評価を行い、評価結果を町長等に明確に示す。	決算の事前質問を設け質問が充実してきている。決算特別委員会において、議員間討議を行ったものを委員長報告とし、さらに、討議を行い執行者側に提言書として4項目にまとめ提出できた。	意見の違いがあるので、合意できるもの、時間をかけて議論する必要があるものを整理する必要がある。提言が次年度の予算に反映されているかチェックする。
	13条	議決事項の拡大	議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち①総合計画の策定・変更・廃止、②都市計画、③その他町政の各分野における長期にわたる計画について議決する。	議決事項の拡大については、議論を行い、条例は変えずに具体的な内容は規則等で定めることとした。	長期にわたる計画については、説明を受けた時点で議題として扱い、十分な調査、研究を行う必要がある。
第5章 議員相互の討議	14条	自由討議による合意形成	議会は、議員相互の討議を中心に運営する。2 議員間で活発な討議を行う。3 議案、請願・陳情等の審議は、自由討議を尽くし町民説明責任を果たす。4 議員は政策、条例、意見等の議案提出を積極的に行う。	決算審査においては、自由討議が実施されたが、議員相互の討論は十分とは言えない。政策に対する議案提出は出来ていない。	発言者が少なく、多くの議員が討議に参加できるかが課題。議員間討議の場が少なく不十分である。議員個人や委員会として政策、条例、意見書の提出を意識し、一層の研究に努める。
	15条	議員政策討論会の開催	議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議員政策討論会を開催する。	政策討論会は未実施であった。	町の大きな課題についてテーマを決めて議論をしていく必要がある。（駅北まちづくり、三田中通りの雨水計画、駅のエレベーター設置等）当初予算の審議でも自由討議の工夫が必要である。